

平成14年12月19日(木)

112107C 橘 さゆり

《研究題目》

療法的コンセプトによる養護学校の音楽指導のあり方

ー高田養護学校の実践をふまえてー

《目次》

＜本論＞

第1章 養護学校における音楽教育の実践

1. 児童・生徒の現状
2. 学習指導要領
3. 教科書

第2章 高田養護学校における音楽教育の実践

1. 沿革とカリキュラム
2. 小学部における音楽教育
3. 高等部における音楽教育

第3章 養護学校音楽指導の提案

1. 理念
2. 指導方法
3. 教材

＜結論＞

《参考文献》

- ・音楽之友社編『障害児の成長と音楽』1984年12月20日・音楽之友社
- ・ケネス・E・ブルシア(著)『音楽療法を定義する』2001年5月20日・東海大学出版
- ・ノードフ&ロビンズ(著)『障害児におけるグループ音楽療法』1998年・人間と歴史社
- ・村井靖児(著)『音楽療法の基礎』1995年12月10日・音楽の友社
- ・文部省『盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(平成11年3月) 解説
ー各教科、道徳及び特別活動編ー』平成1999年3月31日 等

《研究の概要》

(研究方法) 新潟県立高田養護学校の平成13年度高等部3年生(軽度知的障害)、14年度高等部1年生(重度知的障害)、小学校低学年(1・2年生)の音楽の授業参加、参観し、授業実践記録をもとに、児童・生徒の授業における態度や様子、成長を分析し音楽の授業の効果を検証する。さらに、音楽療法・障害児の音楽教育に関する文献を読み、効果的な音楽の授業とはどのようなものかを考え、障害児の成長と音楽の関わりについて考察する。

(研究結果) 養護学校における音楽教育や新潟県立高田養護学校における音楽教育について考察を行った。学習指導要領では、「表現や鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心をもち、その美しさを味わうようにする」となっており、音楽的な感受性を育て、情緒の安定を得ることを目指している。そして、学習指導要領では、音楽療法の考えは提示されていない。教科書は、挿絵がとて多く、歌唱は挿絵のみのページ、挿絵と歌詞のページが大半を占めており、楽譜を使つての活動を重視していないことが分かった。楽譜の変わりに、タンバリンや手などの絵譜によって楽譜が示されている。学習指導要領も教科書も、学年が明確に提示されておらず、子ども達の発達段階に応じて弾力的に活動を進めることができるようになっている。

高田養護学校小学部(低学年)の音楽科の授業では、教科書は用いないで行われている。音楽の活

動を参観していると、学習指導要領に準拠した授業が行われていることが認識できる。例えば、学習指導要領の内容1段階の（1）では、「音楽が流れている中で体を動かして楽しむ」とあるが、これはリトミックの時間の中で行われている。同（2）「音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器でいろいろな音を鳴らしたりして楽しむ」もお楽しみタイムの劇の中で児童が打楽器を演奏する場面が準備してある。

ところで、一見、小学部（低学年）の音楽の授業は学習指導要領に準拠した活動であるが、指導者側が無意識のうちに音楽療法的な考えを取り込んでいるような場面も見られる。例えば、「手遊び歌」が当てはまるであろう。手や腕の連続した動きを良くしたり、教師や児童相互のコミュニケーション能力の育成に力を発揮すると考える。「リトミック」では、児童たちは音楽に合わせて歩いたり、走ったり、寝転んだりと身体のような動きをし、音楽の中で自分なりに表現することに加えて、身体機能の向上が期待できる。以上のことから活動内容としては、音楽療法と音楽教育には大きな差異はみられないように思う。しかし、目的が違う。音楽教育では、音楽に興味を持ち、楽しむこと、音楽を知ることなどが教育の目的となるが、音楽療法では、音楽教育の手段として、クライアント（学校では児童・生徒）の発達を助け、変容へと導くことが目的となる。そこで、筆者は、音楽教育の中に音楽療法の考えを取り込んだ音楽の授業を展開したいと考え、その効果を検証した。

参観を通して、児童のとても良い表情をたくさん見ることができた。音楽に合わせて身体いっぱい表現する子ども、うれしそうな表情で楽器を演奏する子どもと、毎時間明るい雰囲気の中で授業が進められている。子ども達にとって音楽とは、言葉を越えたコミュニケーションの手段であり、言語表現の難しい子ども達であっても心に直接働きかけることが可能である。だから、子ども達は音楽を受け止め、楽しむことが出来るのだと考える。そして、子ども達に働きかける音楽には、心理的な面での効果も期待できる。リラックスする効果、心を落ち着かせる効果、勇気を与える効果など、曲によって様々な効果あるだろう。音楽療法の考えを特別に取り入れなくても音楽による効果は生まれる。しかし、学校教育では、子どもを伸ばすことに限界はない。より高次な所へと子ども達を変容させることが求められる。子ども達の潜在的な能力より伸ばし、自立の力をつけ、子ども達の生きる喜びとしていくには、学習指導要領で示された音楽の授業をさらに発展させた、療法的コンセプトによる音楽の授業を行うことが必要であるという考えにいたった。筆者の療法的コンセプトとは、障害を持つ児童が潜在的に持っている発達の可能性を引き出すために、音楽を管理し、音楽の持つ機能を最大限に活用するために、音楽を管理し、意図的・計画的に音楽の授業で用いることである。そして、児童が生きる喜びや楽しさを享受できるようにすることである。児童が興味・関心を持って音楽活動に参加できるように配慮することによって、主体的に学ぶ姿勢を育て、児童を変容へと導くという考えである。以上の定義をもとに、筆者の考える知的障害児を教育する養護学校の音楽科の授業を提案した。

本研究において、自分なりの療法的コンセプトを持つことができたが、これを実際の授業で様々な障害をもつ子ども達のためにいかして行くには、まだ理解の深め方が足りないだろう。現在ロードフ&ロビンスのグループ音楽療法をはじめ、様々な音楽療法手法や定義に出会い、影響をうけ、筆者なりの療法的コンセプトを提案したが、それに満足することなく、さらに深化させていくことが教育現場で実践していく際に必要であり、今後の課題でもある。様々な障害を持つ児童一人一人を見つめ、その子どもの成長を助けるための有効な音楽の授業を提供できるように、今後も考え続けていきたい。